



2021年6月8日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会 社 名 S B I ホールディングス株式会社
(コ ー ド 番 号 8 4 7 3 東 証 第 一 部)
代 表 者 代表取締役社長 北 尾 吉 孝
問い合わせ先 責任者役職名 執 行 役 員
勝 地 英 之
電 話 番 号 0 3 - 6 2 2 9 - 0 1 0 0 (代 表)

SBI ソーシャルレンディングの事案をうけた 当社グループの再発防止への取り組みについて

当社グループの SBI ソーシャルレンディング株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：宮地 直紀、以下「SBISL」）につきましては、5月24日付「当社子会社※の SBI ソーシャルレンディングの今後の事業運営について」にてお知らせしましたとおり、全既存ファンドの償還を条件として、自主的な廃業およびソーシャルレンディング事業からの撤退を決定し、同社は今後、投資家の皆様の保護に万全の措置を講じるべく、既存ファンドの管理・回収に注力することを予定しております。

※当社の連結子会社にあたりますが、金融商品取引法施行令第29条第2号に規定する「孫会社」に該当します。

また、当社グループといたしましても、SBISL が設置した第三者委員会による調査報告書の内容等を踏まえ、以下の通りリスク管理を中心とする内部管理体制の強化を図る取り組みを推進し、再発防止に努めてまいりますのでお知らせいたします。

【再発防止に向けた当社グループの取り組み】

(1) 新たなリスク評価機関の設置によるリスク点検体制の強化

当社グループでは、このたびの問題の発生要因を分析して新たにリスク評価重点項目を抽出し、それらの項目と関連性を有する子会社との間でリスク要因を定期的に評価・分析し、その改善状況をモニタリングするための新たなリスク評価機関を立ち上げることを予定しております。当該リスク評価機関におけるモニタリングの項目には、対象会社における顧客資産の運用内容や運用体制の整備状況、対象会社に対する内部監査での指摘事項への対応等も含まれる予定です。

なお、新設のリスク評価機関におけるモニタリングの対象となる子会社群ならびにリスク評価重点項目については、その時の当社の状況や事業環境、社会情勢等を勘案し隨時見直すことも予定しております。

(2) グループ各社における内部管理体制の強化

当社グループは新たな事業領域に積極的に挑戦する企業文化を有しており、そのため、業歴が



浅く、業容や運用資産等を急拡大させている連結子会社があります。そのような連結子会社における内部管理体制の更なる強化のため、当社人事部門がグループ各社の人材ニーズ等についてグループ横断的に情報収集し、必要な役職員の派遣や配属を重点的に行っていくことを予定しております。

なお SBISL は、本日付で金融商品取引法第 52 条第 1 項および第 51 条の規定に基づき関東財務局より行政処分を受けております。その内容につきましては [SBISL の Web サイト](#)をご参照ください。

SBISL におけるこのたびの事案につきましては、投資家の皆様をはじめ、関係する皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

今後も、内部管理体制のより一層の強化・充実に継続的に取り組み、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先 :

SBI ホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 TEL : 03-6229-0126